

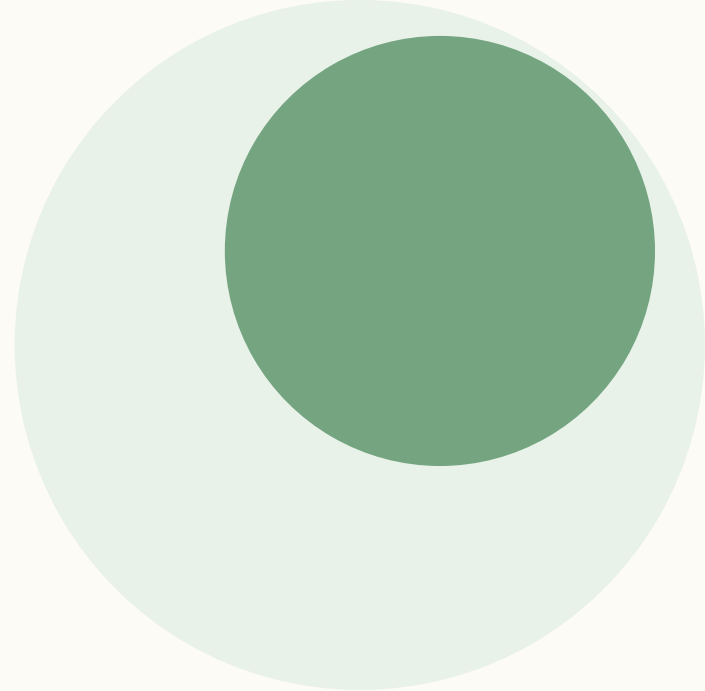
群馬県内の 基幹相談支援センター

現状とこれから

公開情報と現行制度からみる地域の相談支援体制

館林市邑楽郡 4 町障がい者基幹相談支援センター しろっこ

令和 8 年 7 月 31 日版



令和 6 年度から、地域の相談支援体制づくりが明確な役割に

2024

令和 6 年 4 月 1 日

市町村による基幹相談支援センターの設置が努力義務に

- 相談支援に従事する人への助言・指導・援助を、法律上の業務として位置づけ
- 協議会の関係機関等の連携を緊密にする役割を、法律上の業務として位置づけ
- 設置・運営の責任主体は市町村。委託する場合も、関与・財源・実績検証が必要

基幹相談支援センターは「窓口」だけでなく「地域の仕組み」を支える機関です。

相談対応から支援者支援・協議会連携まで、4つを総合的に担う

01

相談・権利擁護

障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業

02

各福祉法等に基づく相談

身体・知的・精神保健福祉に関する法定の相談等

03

相談支援に従事する人への支援

運営に関する相談、助言、指導、その他の援助

04

協議会の関係機関等の連携促進

地域課題を共有し、協議・改善へつなぐ関係づくり

4つの役割は別々の事業ではなく、地域の相談支援体制を強くするために一体で動かします。

群馬県は令和 8 年度末までの全市町村設置を目標にしている

15

県公表資料に掲載されたセンタ
ー数

33 / 35

掲載された対象地域の市町村数

令和 8 年度末

全市町村設置の県目標

県の令和 8 年 4 月時点一覧では、対象地域欄に上野村・神流町の記載がありません。

これは公表一覧の読み取りです。設置・共同利用等の最新状況は、各市町村へご確認ください。

県内の基幹相談支援センター（１～８）

No.	名称	対象地域（県公表）
1	前橋市基幹相談支援センター	前橋市
2	高崎市基幹相談支援センター	高崎市
3	桐生市障害者基幹型相談室	桐生市
4	伊勢崎市障害者基幹相談支援センター	伊勢崎市
5	太田市障がい者相談支援センター	太田市
6	利根沼田障害者相談支援センター	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町
7	渋川広域障害福祉なんでも相談室	渋川市・吉岡町・榛東村
8	藤岡市基幹相談支援センター	藤岡市

県内の基幹相談支援センター 9 ～ 15

No.	名称	対象地域（県公表）
9	相談支援事業所みのり（基幹相談支援センター）	富岡市・甘楽町・下仁田町・南牧村
10	安中市障害児者基幹相談支援センター（相談支援事業所 ヌア・リーベ）	安中市
11	みどり市障がい者基幹相談支援センター	みどり市
12	あがつま相談支援センター	中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町 ・高山村・東吾妻町
13	玉村町障がい者（児）基幹相談支援センター	玉村町
14	大泉町障害者基幹相談支援センター	大泉町
15	館林市邑楽郡 4 町障がい者基幹相談支援センター	館林市・板倉町・明和町・千代田町・ 邑楽町

※名称・対象地域は県公表資料に準拠。最新情報は各市町村へご確認ください。

場所や圏域は多様でも、求められる中核機能は共通する

市町村庁舎等内

行政との連携を日常化しやすい

障害者センター等内

身近な相談窓口と中核機能をつなぎやすい

相談支援事業所等内

現場の専門性を地域全体へ還元しやすい

複数市町村の広域対応

圏域の資源を共有し、単独設置を補完しやすい

この4区分は所在地・対象地域から見た本資料上の整理であり、法令上の類型ではありません。

行政・基幹・協議会が、把握→協議→改善を循環させる

市町村

設置・運営の責任
財源・委託内容の明確化
施策・支給決定への反映

基幹相談支援センター

個別相談と支援者支援
地域課題の集約
関係機関の連携促進

（自立支援）協議会

課題の共有・協議
実績と体制の検証
資源開発・改善提案

当事者・家族・相談支援事業所・関係機関の声 → 地域課題 → 仕組みの改善

地域生活支援拠点等とは、統合ではなく連携・役割分担する

基幹相談支援センター

- 相談支援体制の強化
- 支援者支援・人材育成
- 協議会連携・地域課題の改善

地域生活支援拠点等

- 緊急時の相談・受入れ
- 体験の機会・場と地域移行
- 専門的人材・地域の支援体制

共有すること | 地域課題・支援ネットワーク・役割分担

いずれも令和6年4月1日から市町村の努力義務。相互に補完し、協議会で検証します。

主任相談支援専門員とセンターは、重なりながら役割が異なる

主任相談支援専門員

個別・事業所に近い視点
事例助言・スーパービジョン
相談支援専門員の育成
事業所内外の質の向上

重なる領域

困難事例の後方支援
人材育成・研修
関係機関との連携
実践知の共有

基幹相談支援センター

地域・体制に広げる視点
地域課題の集約・見える化
協議会との連携
相談支援体制・資源の改善

人材の配置だけで完成ではありません。権限・業務・連携・評価を組み合わせ、地域の機能にします。

しろっこは、1市4町の相談を地域の仕組みに変えていく

対象地域

館林市
板倉町 明和町
千代田町 邑楽町

大泉町には大泉町障害者基幹相談支援センターがあります。

- 本人・家族・関係機関からの総合的な相談
- 相談支援事業所への後方支援、SV、研修
- 制度や分野をまたぐ多機関連携
- 地域課題の整理、協議会との連携、仕組みづくり

広域の協議会は、1市5町（大泉町を含む）で連携します。

地域で支える力を、地域に残す。

個別支援

相談を受け止め、必要な支援につなぐ

支援者支援

専門職が一人で抱え込まない地域をつくる

地域づくり

課題を協議し、制度・資源・連携を改善する

館林市邑楽郡 4 町障がい者基幹相談支援センター しろっこ

主な根拠資料

[1] e-Gov 『障害者総合支援法』 第 77 条の 2

<https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC0000000123>

[2] 厚生労働省 『基幹相談支援センターについて』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/kan.html

[3] 厚生労働省 『相談支援業務に関する手引き』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001335080.pdf>

[4] 厚生労働省 『（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（改定版）』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001493985.pdf>

[5] 厚生労働省 『障害者地域生活支援体制整備事業』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/chiikiseikatsu_shientaisei_seibi.html

[6] 厚生労働省 『地域生活支援事業等の実施について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/001084414.pdf>

[7] 群馬県 『バリアフリーぐんま障害者プラン 8 改定版（概要）』

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/621292.pdf>

[8] 群馬県 『障害者福祉制度のごあんない（令和 8 年 4 月時点）』

<https://www.pref.gunma.jp/page/653527.html>

※制度・設置状況は更新されることがあります。公開時点の最新情報は、国・県・各市町村の公式情報をご確認ください。